

告 示

埼玉県告示第六百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

計画にある営業時間（開店時刻午前九時（駐車場は八時三十分）、閉店時刻午前零時（駐車場午前零時三十分））については、早朝や深夜に特化した問題の説明や対処が不足の感があり、住民として周辺環境の保持について不安が払拭出来ない。よって、営業時間については住宅地であることから、開店時刻午前十時以降（駐車場午前九時三十分以降）、閉店時刻午後九時以前（駐車場午後九時三十分以前）を希望する。

二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター